

JIS

情報技術－用語－バイオメトリクス

JIS X 0037 : 2025
(ISO/IEC 2382-37 : 2022)

(JSA)

令和 7 年 8 月 20 日 制定

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 情報分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	渡 邊 創	国立研究開発法人産業技術総合研究所
(委員)	相 蘭 敏 子	株式会社日立製作所
	安 形 輝	亜細亜大学
	島 健 夫	一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会
	寺 田 真 敏	東京電機大学
	中 上 直 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	仲 谷 文 雄	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	永 沼 美 保	日本電気株式会社
	松 田 充 弘	独立行政法人情報処理推進機構
	山 崎 浩 史	総務省国際戦略局

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 7.8.20

担 当 部 署：経済産業省イノベーション・環境局 国際電気標準課
(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 7.8.20

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会
(〒105-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti)

素 案 作 成 者：一般社団法人情報処理学会
(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館)

審 議 委 員 会：情報分野産業標準作成委員会 (委員長 渡邊 創)

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関又は素案作成者にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

目次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
3.1 一般概念に関連する用語	2
3.2 バイオメトリックシステムに関する用語	3
3.3 バイオメトリックシステムのデータに関する用語	5
3.4 装置に関する用語	14
3.5 機能に関する用語	14
3.6 やり取りに関する用語	17
3.7 人々に関する用語	24
3.8 アプリケーションに関する用語	28
3.9 性能評価に関する用語	29
参考文献	36
用語索引（五十音順）	37
用語索引（アルファベット順）	43
解説	50

まえがき

この規格は、産業標準化法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

情報技術—用語—バイオメトリクス

Information technology—Vocabulary—Biometrics

序文

この規格は、2022年に第3版として発行されたISO/IEC 2382-37を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

この規格の主な目的は、バイオメトリクスを主題とする分野における概念の体系的な記述を提供し、この主題とする分野における用語の使用を明確にすることである。バイオメトリクスを主題とする分野は、副分野（サブフィールド）に分類される。

この規格は、バイオメトリクス標準化担当者とこれらの規格の利用者とに向けられている。

この規格が定義する用語は、バイオメトリクスを主題とする分野の文脈の中で理解すべきものである。

この規格における全ての用語の付番は、その用語を作成した合同専門委員会ISO/IEC/JTC 1の分科委員会を示す“37”で始まる。これは、ISO/IEC 2382シリーズの他の全ての部と一致する。この規格内の各項目の後続の数値見出し(37.xx)は、用語が、主に該当する概念マップ内の最上位カテゴリーの番号を表す。これは、ISO 10241-1:2011の5.1.2に記載する“体系的順序”と整合しており、その中で標題は概念体系を反映している。3番目の数値指示子(37.xx.yy)は、ISO 10241-1:2011の5.1.3に記載する“混合順序”である。幾つかの一般的な見出しの下に、この規格の用語をリスト表示する。

配置は、ISO 10241-1の指示に従う。したがって、登録の要素を、次の順序で表記する。

- 用語番号 (必須)
- 優先用語 (必須)
- 推奨しない用語
- 定義 (必須)
- 例
- 注釈

1 適用範囲

この規格は、人を認識するバイオメトリクスの分野に関連する概念の体系的記述を確立する。また、この規格は、バイオメトリクスに関する既存の国際規格で使用される変形語を、優先用語と照らし合わせて調整することで、この分野における用語の使用を明確にする。

この規格は、情報技術、パターン認識、生物学、数学などからの概念（用語で表現する）を網羅してい